都市計画道路事業公告

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十六条の規定により、都市計画道路事業の施行について次のとおり公告する。

平成二十六年四月十七日　　東日本高速道路株式会社　代表取締役社長　廣瀬　博

一　都市計画事業の種類及び名称　東京都市計画道路事業　都市高速道路外郭環状線

二　施行者の名称　国土交通大臣、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社

三　事務所の所在地

東京都世田谷区用賀四丁目五番一六号ＴＥビル七階（関東地方整備局東京外かく環状国道事務所）

東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目一四番五号吉祥寺本町ビル四階（東日本高速道路株式会社関東支社東京外環工事事務所）

東京都目黒区大橋一丁目五番一号クロスエアタワー七階（中日本高速道路株式会社東京支社東京工事事務所）

四　事業地の所在

収用の部分　東京都世田谷区宇奈根三丁目並びに大蔵五丁目及び六丁目並びに喜多見三丁目、五丁目、六丁目及び七丁目並びに給田五丁目並びに北烏山五丁目、七丁目、八丁目及び九丁目並びに同都調布市緑ケ丘一丁目並びに同都三鷹市新川一丁目、二丁目及び四丁目並びに牟礼二丁目並びに同都練馬区関町南一丁目並びに石神井町八丁目並びに三原台三丁目並びに東大泉二丁目並びに大泉町二丁目、四丁目、五丁目及び六丁目地内

使用の部分　東京都世田谷区喜多見六丁目、七丁目、八丁目及び九丁目並びに成城三丁目及び四丁目並びに北烏山五丁目及び七丁目並びに同都狛江市東野川三丁目及び四丁目並びに同都調布市入間町二丁目並びに東つつじケ丘一丁目、二丁目及び三丁目並びに若葉町一丁目並びに仙川町二丁目並びに緑ケ丘一丁目並びに同都三鷹市中原一丁目並びに新川一丁目並びに北野一丁目及び二丁目並びに牟礼一丁目及び二丁目並びに井の頭一丁目及び二丁目並びに同都杉並区久我山四丁目並びに西荻北四丁目並びに善福寺一丁目、二丁目、三丁目及び四丁目並びに同都武蔵野市吉祥寺南町三丁目、四丁目及び五丁目並びに吉祥寺東町四丁目並びに同都練馬区関町南一丁目及び二丁目並びに上石神井南町並びに上石神井一丁目、二丁目、三丁目及び四丁目並びに石神井台一丁目、二丁目、三丁目及び四丁目並びに石神井町七丁目及び八丁目並びに東大泉一丁目、二丁目及び五丁目地内

都市計画道路事業公告

中日本高速道路株式会社公告第十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十六条の規定により、都市計画道路事業の施行について次のとおり公告する。

平成二十六年四月十七日　　中日本高速道路株式会社　代表取締役社長　金子　慎一

一　都市計画事業の種類及び名称　東京都市計画道路事業　都市高速道路外郭環状線

二　施行者の名称　国土交通大臣、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社

三　事務所の所在地

東京都世田谷区用賀四丁目五番一六号ＴＥビル七階（関東地方整備局東京外かく環状国道事務所）

東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目一四番五号吉祥寺本町ビル四階（東日本高速道路株式会社関東支社東京外環工事事務所）

東京都目黒区大橋一丁目五番一号クロスエアタワー七階（中日本高速道路株式会社東京支社東京工事事務所）

四　事業地の所在

収用の部分　東京都世田谷区宇奈根三丁目並びに大蔵五丁目及び六丁目並びに喜多見三丁目、五丁目、六丁目及び七丁目並びに給田五丁目並びに北烏山五丁目、七丁目、八丁目及び九丁目並びに同都調布市緑ケ丘一丁目並びに同都三鷹市新川一丁目、二丁目及び四丁目並びに牟礼二丁目並びに同都練馬区関町南一丁目並びに石神井町八丁目並びに三原台三丁目並びに東大泉二丁目並びに大泉町二丁目、四丁目、五丁目及び六丁目地内

使用の部分　東京都世田谷区喜多見六丁目、七丁目、八丁目及び九丁目並びに成城三丁目及び四丁目並びに北烏山五丁目及び七丁目並びに同都狛江市東野川三丁目及び四丁目並びに同都調布市入間町二丁目並びに東つつじケ丘一丁目、二丁目及び三丁目並びに若葉町一丁目並びに仙川町二丁目並びに緑ケ丘一丁目並びに同都三鷹市中原一丁目並びに新川一丁目並びに北野一丁目及び二丁目並びに牟礼一丁目及び二丁目並びに井の頭一丁目及び二丁目並びに同都杉並区久我山四丁目並びに西荻北四丁目並びに善福寺一丁目、二丁目、三丁目及び四丁目並びに同都武蔵野市吉祥寺南町三丁目、四丁目及び五丁目並びに吉祥寺東町四丁目並びに同都練馬区関町南一丁目及び二丁目並びに上石神井南町並びに上石神井一丁目、二丁目、三丁目及び四丁目並びに石神井台一丁目、二丁目、三丁目及び四丁目並びに石神井町七丁目及び八丁目並びに東大泉一丁目、二丁目及び五丁目地内

懲戒の処分公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。

記

1　処分をした弁護士会　福岡県弁護士会

2　処分を受けた弁護士

氏　　名　真尾　亮

登録番号　18136

事 務 所　福岡県北九州市小倉北区原町１－８－20－301

3　処分の内容　業務停止１年

4　処分が効力を生じた年月日

平成26年３月28日

日本弁護士連合会

懲戒の処分公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。

記

1　処分をした弁護士会　大阪弁護士会

2　処分を受けた弁護士

氏　　名　玉城　辰夫

登録番号　13656

事 務 所　大阪府大阪市中央区高麗橋４－２－16大阪朝日生命館４階　本町法律事務所

3　処分の内容　業務停止１年

4　処分が効力を生じた年月日

平成26年３月24日

日本弁護士連合会

懲戒の処分公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。

記

1　処分をした弁護士会　仙台弁護士会

2　処分を受けた弁護士

氏　　名　廣野　光俊

登録番号　9921

事 務 所　宮城県仙台市青葉区土樋１－10－12－604広瀬ニューライフマンション

3　処分の内容　戒告

4　処分が効力を生じた年月日

平成26年３月29日

日本弁護士連合会

懲戒の処分公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。

記

1　処分をした弁護士会　兵庫県弁護士会

2　処分を受けた弁護士

氏　　名　澤田　憲治

登録番号　22428

事 務 所　兵庫県尼崎市東難波町５－30－17アスペイア７番館303　澤田憲治法律事務所

3　処分の内容　業務停止１月

4　処分が効力を生じた年月日

平成26年３月31日

日本弁護士連合会